

奨学金をお考えのみなさまへ

瀬戸内市では、経済的事情により修学が困難な学生の学資または育英上必要な資金の貸付をおこなっています。**無利子による貸付**ですが、先輩から後輩へと引き継がれる互助的性格を持つ制度です。貸主は瀬戸内市で、借主は学生本人（以下奨学生）です。奨学生としての自覚と、返還の義務、責任をしっかりと持ち、よく考えたうえで申請して下さい。

なお、平成 29 年度から新規奨学生について、返還期間中、一定の要件を満たす場合、返還金の半額が免除となる制度が創設されています。詳しくは 4 ページをご覧ください。

瀬戸内市奨学金制度（無利子）について

<奨学生としての資格>

認定基準については、「日本学生支援機構」第一種奨学金の認定基準を参考に、瀬戸内市奨学生選考委員会で選考し、市長が決定します。

- ① 瀬戸内市内居住者、もしくは親権者または後見人が瀬戸内市民である
- ② 経済的理由により修学困難である
- ③ 品行方正で学業成績が優秀である

（目安は出身校での成績、在学中の場合は在学学校での前年成績が 5 段階で 3.2 以上。

※大学などの優良可、3~4 段階評価についてはこれに準ずる）

- ④ 健康で成業の見込みがある
- ⑤ 本人の属する世帯の者に市税滞納のないこと

<貸与額（上限）>

平成 30 年度以降に申請された方に限ります。

区分	学年・課程	通学方法	貸与額（月額）
高等学校			16,000 円
大学		自宅通学	45,000 円
		自宅外通学	51,000 円
高等専門学校	1~3 年次	自宅通学	21,000 円
		自宅外通学	22,500 円
	4~5 年次	自宅通学	45,000 円
		自宅外通学	51,000 円
専修学校	高等課程		16,000 円
	専門課程	自宅通学	45,000 円
		自宅外通学	51,000 円

<申請について>

●申請書類

- ① 奨学生願書
- ② 出身学校または在学校の奨学生推薦調書
- ③ 親権者を含む世帯全員の新年度の所得課税証明書（申請年 6 月 1 日以降に発行されるもの）
- ④ 世帯全員の住民票（申請年 4 月 1 日以降に発行されるもの）
- ⑤ 在学証明書（申請年 4 月 1 日以降に発行されるもの）

●申請期限

申請年 6 月末日（土日祝は除く、平日 8:30～17:15）

●申請方法

- ・ 申請書類①③④⑤を、瀬戸内市教育委員会（瀬戸内市牛窓町牛窓 4911）へご持参ください。（郵送不可）
- ・ 申請書類②は、推薦学校より瀬戸内市教育委員会へ直接郵送ください。（その旨推薦学校へご依頼ください。）

<貸与について>

●振込

7 月頃の奨学生選考委員会にて奨学金貸与が決定しましたら、9 月頃に 6 か月分をまとめて振込みます。以後 10 月、1 月、4 月、7 月に 3 か月分を振込みます。

●在学証明書の提出

毎年 4 月上旬に進級確認のため、在学証明書を提出していただきます。

<返還について>

返還開始は卒業後満 1 箇年を経過した日の翌日から始まり、貸与を受けた月数の 3 倍に相当する期間中、月賦・半年賦・年賦により返還していただくようになります。いずれも等分の金額の納付書を送付しますので、下記取扱い金融機関等でお支払いいただきます。

【取扱い金融機関等】 中国銀行本店及び各支店、トマト銀行本店及び各支店、
備前日生信用金庫本店及び各支店、岡山市農協本所及び各支所、
瀬戸内市役所・長船支所・牛窓支所

～制度に関するQ & A～

Q. 他の奨学金との重複はできますか？

A. 他の制度による貸与型奨学金との併給は出来ません。

すでに他の貸与型奨学金の交付決定を受けている方は、本市奨学金の貸与決定後、ご辞退いただくことになります。

Q. 定員はありますか？

A. ありません。基準をすべて満たした場合は貸与決定となります。

Q. 大学院に進学した場合

A. 大学院生に対する奨学金貸与はおこなっておりません。大学院に在学している期間中は、申請書を提出していただくことで返還を猶予します。ただし、大学院卒業後、翌年から返還が開始しますのでご注意ください。

～申請に関するQ & A～

Q. 現在高校3年生です。大学1年生から借りる申請はできますか？

A. 本市奨学金制度では、予約採用制度をとっておりません。大学1年生からの貸与を希望する場合は、大学1年生になってから申請してください。

Q. 連帯保証人は誰でもいいのですか？

A. 連帯保証人は2人連署していただきます。本市に居住し、それぞれ独立の生計を営む人でなければなりません。また、連帯保証人の1人は本人の父母、兄若しくは姉またはこれに代わる人です。

※特別な事情があると認められる場合は内1人を市外居住者とすることができですが、その場合は当該保証人の住民票の提出が必要です。

Q. 奨学生願書に健康状況欄がありますが、学校の健康診断でも構いませんか？

A. 申請年4月1日以降に受診されたものであれば代用することも可能です。

Q. 奨学金半額免除の申請はいつすれば良いですか？

A. 奨学金の返還時になります。奨学金申請時には必要ありません。



瀬戸内市在住者への奨学金半額免除



平成 29 年度以降に奨学生として新たに決定された方を対象とした、返還期間中一定の要件を満たす場合、返還額の半額が免除となる新制度です。

【1. 対象者】

返還期間中に以下の要件をすべて満たす人は申請に基づき、その年度の返還分の半額を免除することができます。

- ①前年度の 1 月 1 日から引き続き瀬戸内市に住所を有していること
- ②就業、または起業していること
- ③返還計画が貸与を受けた月数の 2 倍～3 倍の期間であること

【2. 申請方法】

各年度の申請期間中に下記書類を瀬戸内市教育委員会に提出ください。

●提出書類

- ①瀬戸内市奨学金返還免除申請書
- ②申請年 4 月 1 日以降に発行された住民票
- ③申請年 4 月 1 日以降に取得した就業等を証する書類（様式任意）
- ④申請年 4 月 1 日以降に取得した納税証明書（ただし、前年度非課税の場合は所得課税証明書）等前年度の市税の滞納が無いことを証する書類

※本制度を継続する場合には、毎年度申請が必要です。

※③就業等を証する書類に、勤務の日数や勤務時間等が記載されていない場合は、前年度の所得を証する書類も併せて提出してください。（例：源泉徴収票の写し）

※①は Web サイト（<https://www.city.setouchi.lg.jp/site/kyouikuinnkai/2186.html>）でもダウンロードできます。②④は市役所窓口にて取得をお願いします。③は就業先へ依頼ください。

【3. 注意事項】

- ①次の場合は半額免除の対象となりません。
 - ・市税や返還すべき奨学金を滞納している場合
 - ・返還計画を前倒しして返還する場合
- ②平成 28 年度以前に奨学生として決定された人は、この制度の対象とはなりません。

～半額免除に関するQ & A～

Q. 半額免除が決定したら、いつまで免除が続きますか？

A. 4月に申請書を提出していただき、当該年度のみ半額免除を実施します。
引き続き本市在住の場合は、次年度以降も毎年申請してください。

Q. 返還の途中に瀬戸内市在住になった場合でも、半額免除は受けられますか？

A. 4月に申請書を提出していただき、半額免除が決定した場合には受けられます。

Q. 瀬戸内市に住んでいれば、次年度以降の奨学金についても半額免除で繰り上げ返還ができますか？

A. 卒業の次年度に立てられた返還計画に沿った範囲のみ半額免除となります。
繰り上げ償還に関しては半額ではなく、元々の金額でのみ可能となります。

Q. 年度の途中で瀬戸内市外へ転居したら、その月以降は半額免除がなくなりますか？

A. 4月に免除対象として認められた場合は、転居等が行われたとしても当該年度は半額免除となりますが、次年度より半額免除対象外となります。

【提出先・本件担当】

瀬戸内市教育委員会 総務学務課 奨学金担当
〒701-4392 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 4911
TEL：0869-34-5640 / FAX：0869-34-4790